

令和元年度

# 除雪計画書

(朝日庁舎)



ロータリ除雪車 (NR302/2.6m幅/250PS)

— 産業建設課 —

# 目 次

目次	1
1. 目 的	2
2. 除雪事業の内容	2
(1) 市道除雪	2
① 出勤及び除雪実施基準	2
② 除雪路線	2
③ 交換路線	2
④ 除雪作業順路	3
(2) 歩道除雪	4
① 除雪実施基準	4
② 除雪路線	4
③ 除雪作業順路	4
(3) 公共施設等駐車場除雪	5
① 除雪実施基準	5
② 除雪場所	5
(4) 除雪作業の種類	5
① 除雪作業	5
② 運搬排雪作業	6
③ 凍結防止剤の散布	6
3. 除雪事業実施体制等	6
(1) 各基地の配置	6
(2) 除雪作業従事者の遵守事項	6
(3) 各除雪基地の体制	7
4. 除雪対策本部	8
(1) 本部の任務及び体制	8
(2) 事務局の任務及び体制	8
(3) 豪雪対策本部の設置について	8
(4) 関係会議	8
5. 除雪関係機関名簿	9
6. 住民向け広報	10
7. 除雪実施路線表	11～23
8. 除雪路線等位置図	
大鳥基地	24
大泉基地	25～27
本郷基地	28～31
大網基地	31～33

# 1. 目的

冬期間における朝日庁舎管内の市道・歩道及び公共施設等駐車場について、道路交通の安全確保、コミュニティー施設及び防災関連施設の機能維持、経済活動の安定的継続などのため、「鶴岡市市道等除雪計画書」を基本として、住民の協力と理解及び国道・県道との連携により除雪作業を実施し、住民生活の安定を図ることを目的とする。

## 2. 除雪事業の内容

### (1) 市道除雪

#### ① 出動及び除雪実施基準

- ◇ 除雪対策本部からの要請、又は除雪対策本部が委託したものからの要請により出動する。
- ◇ 出動基準は、深夜帯（概ね午前2時から午前3時）において路面に10cm以上の降雪がある場合、又は午前7時まで10cm以上の降雪が予想される場合を基準とする。ただし、吹溜りや圧雪、轍等により通行に支障がある場合にも出動する。
- ◇ 住民の一般通行、通勤、通学の状況及び道路幅員、降雪量、地形等を考慮し、道路網全体の中で主要幹線道路及び通勤通学道路を早期に通行確保するため、次のとおり除雪実施基準を定める。

除雪区分	内 容
第1次路線	2車線及び1車線（待避所の設置）確保を原則とし、早朝除雪を実施する。
第2次路線	早朝除雪による交通確保を目標とするが、降雪状況により日中除雪をもって確保する。
第3次路線	1車線確保を原則とし早朝除雪を目標とするが、降雪状況・地形等により日中除雪により確保し、場合によっては一時的に除雪を中止することもある。
第4次路線	降雪休止時に必要に応じて除雪を実施することもある。

- ◇ 除雪作業を行う優先順位は第1位から順に第1次、第2次、第3次、第4次とする。ただし、除雪作業をより迅速かつ円滑に実施し、除雪完了時間の短縮を見込める場合はこの限りではない。

#### ② 除雪路線

- ◇ 市道除雪路線は、別紙の除雪実施路線表によるものとする。
- ◇ これ以外の市道については、春季の除雪作業により早期の交通確保に努める。

基地名	市 道				西1号水路管理道		県 道	
	市が除雪		県が交換除雪		市が除雪		市が交換除雪	
	路線数	距離 km	路線数	距離 km	路線数	距離 km	路線数	距離 km
大鳥基地	10	3.00					1	1.80
大泉基地	40	17.39						
本郷基地	148	54.16	6	2.62	1	1.50		
大網基地	25	12.02	8	1.30			1	2.70
計	223	86.57	14	3.92	1	1.50	2	4.50

#### ③ 交換路線

- ◇ 山形県と鶴岡市が、除雪の効率化を図るため県道と市道を交換して除雪する。
- ◇ 除雪実施基準及び除雪作業は、市道で定めている同じ基準で実施する。
- ◇ 除雪実施業者については、山形県との契約となる。

④除雪作業順路

◇早朝除雪の一般的な作業順路は、次のとおりとする。

基地名	班	区分・機種	順路
大鳥基地	1班	貸与ドーザ 貸与ロータリ	基地→松ヶ崎→県道→寿岡→繁岡→誉谷
大泉基地	1班	委託ドーザ 貸与ロータリ	基地→倉沢→鱒淵→荒沢→上田沢
	2班	委託ドーザ	基地→大平→下田沢→上田沢
	3班	委託ドーザ 貸与ロータリ	基地→大平→大針→小綱木→松沢→下田沢
本郷基地	1班	貸与ドーザ	基地→朝日庁舎エリア→立岩→中入→越中山→ 谷口→中野新田→野中
	2班	貸与ロータリ	基地→立岩→朝日庁舎エリア→立岩→中入→ 越中山→谷口→中野新田→野中
	3班	委託ドーザ	基地→北野→野中→沖田→ふっくら→スポーツC
	4班	貸与ロータリ	基地→朝日庁舎エリア→下本郷→北野→ 沖田→ふっくら
	5班	貸与ドーザ	基地→朝日庁舎エリア→下本郷→滝の沢→熊出中
	6班	委託ドーザ	基地→熊出下→熊出中
	7班	貸与ロータリ	基地→熊出下→熊出中→滝の沢→ふっくら
	8班	委託ショベル	基地→野中→沖田→ふっくら
	9班	委託ドーザ 貸与ロータリ	基地→小針→大針中→間門→砂川→行沢
	10班	貸与ドーザ 貸与ロータリ	基地→上本郷→下本郷→笹目線→朝日中→ 上本郷→上ノ平
	11班	委託ドーザ	基地→下名川→住宅団地→下名川→道の駅
	12班	委託ドーザ	基地→上名川→三栗屋→上名川
	13班	貸与ロータリ	基地→下名川→上名川→三栗屋→上名川
	14班	貸与ロータリ	基地→下名川→住宅団地→下名川→道の駅
	15班	歩道除雪 貸与ロータリ	基地→落合(R112)→名川橋→あさひ小学校→ 下名川→笹目橋
大網基地	1班	委託ドーザ 貸与ロータリ	基地→県道→関谷→上村→下村
	2班	委託ドーザ 貸与ロータリ	基地→七五三掛→中村
	3班	委託ドーザ 貸与ロータリ	基地→中台→湯殿山
	4班	貸与ドーザ	スキー場

※沿線の公共施設等の駐車場除雪を含む。

※交換路線（山形県が除雪を行う）

基地名	班	区分・機種	順路
山形県 交換 路線	1	ドーザ ロータリ	本郷基地 → 落合（笹目線、本郷落合線） → 行沢（上野線ほか） → 砂川（東村線ほか）
	2	ドーザ ロータリ	田麦俣基地→田麦俣

## (2) 歩道除雪

### ①除雪実施基準

◇歩道除雪実施基準は、次のとおりとする。

◇歩道除雪は業者委託とし、歩道用小形ロータリ除雪車により実施する。

除雪区分	適用区間	内容
A 早朝除雪	通行者が多く、通学路に指定され道路構造上も除雪作業が容易な区間	通勤・通学時に交通確保なるよう早朝作業を行う。
B 昼間除雪	通行者が多く、道路構造上も除雪作業が比較的容易な区間	昼間に必要な除雪を行う。
C その他	歩道確保が必要な一般的な区間	降雪が小康状態で車道除雪に時間的余裕が出た時に行う。

### ②除雪路線

◇歩道除雪路線は、下表のとおりとする。

道路種別	区間	延長(km)	除雪区分	摘要
国道112号	落合地内	0.5	A	流雪溝利用
市道上名川落合線	あさひ小～新落合発電所前交差点	0.8	A	
市道村下線	新落合発電所前交差点～国道	0.1	A	
合計 (3路線)		1.4		

### ③除雪作業順路

◇早朝除雪の一般的な作業順路は、次のとおりとする。

基地名	班	区分・機種	順路
本郷基地	15班	歩道除雪 貸与ロータリ	基地→落合(R112)→下名川(市道)→あさひ小学校

### (3) 公共施設等駐車場除雪

#### ①除雪実施基準

- ◇市道除雪と併せ、沿線の公共施設等駐車場の除雪を実施する。
- ◇除雪作業は早朝除雪を基本とし、完了時刻は施設利用の形態に則するよう努める。

#### ②除雪場所

- ◇公共施設等除雪箇所は、下表のとおりとする。(53箇所)

基地名	施設名
大鳥基地 (大鳥振興企業組合)	大鳥自然の家・タキタロウ館・大鳥多目的運動広場・繁岡公民館・松ヶ崎公民館
大泉基地 (上野土木建設)	上田沢建設資材置場・旧朝日大泉小学校・朝日南部コミュニティセンター・上田沢診療所(朝日庁舎南出張所)・大泉地区浄化センター・大針し尿中間貯留所・下田沢公民館・上田沢公民館・倉沢公民館
本郷基地 (伊藤組) (金丸建設)	朝日中学校・あさひ給食センター・あさひ小学校・朝日駐車場・朝日庁舎・朝日中央コミュニティセンター・消防署朝日分署・産直あさひグー・健康の里ふっくら・あさひ浄化センター・東岩本地区浄化センター・朝日スポーツセンター・スクールバス乗車場(東岩本選果場前)・スクールバス乗車場(三栗屋橋前)・高速バスストップ・月山あさひ博物村・雪室「あさひの雪蔵」・芋川マンホールポンプ場・名川橋第1マンホールポンプ場・名川橋第2マンホールポンプ場・高瀬マンホールポンプ場・越中山公民館・上本郷公民館・下本郷公民館・砂川公民館・行沢公民館・大針公民館・小針公民館・熊出中公民館・市営下名川住宅
大網基地 (大栄)	大網地区浄化センター・大網診療所・大網地区地域交流センター 旧大網保育園車庫・上村公民館・下村公民館・関谷公民館 あさひ自然体験交流施設(湯殿山スキー場駐車場、あさひ家族キャンプ村管理棟) 道路観光情報施設前(ヒュッテ六十里)

※今年度追加 大網地区地域交流センター

※本郷基地のマーキングは伊藤組

#### ◇除雪作業上の留意事項

除雪作業に伴う堆雪・排雪場所における関係者からの承諾、及び砂利やゴミ等の処理については、施設の管理課及び所有者が対応することを原則とする。また、通常の除雪作業による施設破損等の修繕についても同様とする。

### (4) 除雪作業の種類

#### ①除雪作業

除雪作業とは、道路上の積雪を除雪機械により路側及び路外に排除する「新雪排除作業・拡幅作業・圧雪剥取り作業」、及び除雪作業により堆雪した土地の利用影響緩和のための「融雪促進作業」、並びに冬期間閉鎖道路の「春季除雪作業」とする。

新雪排除作業	路面上に降り積った新雪を除雪ドーザ・ロータリ除雪車等により、路側及び路外に排除する作業をいう。
拡幅作業	除雪量の累積増大あるいは吹溜り等により、路側に排除された雪の堆積が高くなり新雪の排除作業が困難になり必要な道路幅員が確保できなくなった場合に、除雪ドーザ・ロータリ除雪車等により路側の雪を排除する作業をいう。
圧雪剥取り作業	圧雪路面において、交通量の増大・気温の変化等により路面の雪質が軟弱化して、轍・不陸等が著しくなった場合に、路面の圧雪を除雪ドーザ等により剥取る作業をいう。
融雪促進作業	除雪作業により沿線の土地に排除した雪山が、春先に周辺土地の堆雪状況と著しい格差を生み土地利用に支障が出ないように、除雪ドーザ、ロータリ除雪車及びブルドーザ等により周辺に散乱させる作業をいう。
春季除雪作業	冬期間に閉鎖していた市道を、春先において除雪ドーザ・ロータリ除雪車等により除雪する作業をいう。

## ②運搬排雪作業

運搬排雪作業とは、家屋連担地区等の市道で路側及び路外に排除することが不可能な場所、及び路外の排雪場所において作業上・安全上で必要な場合に、除雪ドーザ・ロータリ除雪車・ダンプトラック等により雪置場等に運搬する作業をいう。

## ③凍結防止剤の散布

道路交通の安全確保のため、急勾配区間には凍結防止剤の散布を行う。

# 3. 除雪事業実施体制等

## (1) 各基地の配置

- ◇除雪事業を円滑に実施するため、管内に「大鳥基地・大泉基地・本郷基地・大網基地」の4基地を設ける。
- ◇4基地において市道等の除雪作業実施のため、管内の建設業者に「道路除排雪業務」を委託する。
- ◇除雪作業実施のため、市所有のロータリ除雪車を14台（うち小型1台）、市所有の除雪ドーザを5台、委託業者に貸与する。また、委託業者所有の除雪ドーザ等を12台配置する。（予備車を含まず）

## (2) 除雪作業従事者の遵守事項

### ◆事故防止

- ◇交通法規及び関連法規を遵守すること。
- ◇除雪作業は細心の注意を払い、絶対に事故のないようにすること。
- ◇事故防止と安全作業を図るため、常に除雪本部・除雪基地・会社内での連絡を密にして計画実施すること。
- ◇飲酒・酒気帯び状態での運転は絶対しないこと。
- ◇常に健康管理に注意し、疲労状態での運転はしないこと。
- ◇除雪機械の後退・方向転換・横断及び交差点移動は、運転助手と連携し安全を確認すること。
- ◇万一人身事故発生の際は、被害者の保護を第一とし、直ちに近くの警察署及び除雪対策本部（朝日庁舎産業建設課）に連絡のうえ指示を受けること。
- ◇除雪路線の路面状況及び道路付属物（ガードレール、高欄、縁石等）、消火栓などの障害物を事前に調査把握し、充分留意して除雪作業を行うこと。
- ◇車輦に乗車する際はヘルメットを確実に着用し、労働災害の防止に努めること。

### ◆住民への対応

- ◇住民との対応は言葉遣いに注意し、論争などしないようにすること。
- ◇常に利用する者の立場になって除雪作業を実施すること。
- ◇除雪作業中の自動車の待機誘導については、適切な指示を行うこと。
- ◇指定された除雪路線、除雪場所以外で、住民等より除雪の依頼があった場合は、事務局に連絡をして指示を受けること。

### ◆報告・連絡

- ◇定められた報告項目・時間を厳守すること。
- ◇積雪量、降雪及び気象の状況によって交通確保が所定の時刻まで出来なかった場合は、稼働状況、交通確保区間、その後の措置（開通見込時間）等を事務局に報告すること。
- ◇吹雪・吹溜り・雪崩等の発生及び発生が予見される場合は、速やかに事務局に連絡し指示を受けること。

### ◆その他

- ◇除雪機械は、毎日、作業前・作業終了後に点検・整備を行い、故障等がある場合は事務局に報告し指示に従うこと。また、燃料はその日のうち補給しておくこと。
- ◇各基地において代表的・特異的な降雪・除雪状況等を写真撮影するよう努めること。

(3) 各除雪基地の体制

基地名	委託業者名	担当区域・路線等	配置の除雪機械
大鳥基地	大鳥振興企業組合	大鳥地区の市道「排」「幅」 交換 県道鶴岡村上線「排」「幅」	貸与ドーザ KLD60ZⅢ(No. 835) 貸与ロータリ JR-220 (No. 377)
大泉基地	上野土木建設(株)	鱒淵・荒沢・倉沢・上田沢集落の市道「排」「幅」	貸与ロータリ NR302(No. 329) 委託ドーザ 1台
		大平・上田沢・下田沢・松沢・大針上 大針中の一部集落の市道「排」「幅」	貸与ロータリ NR281(No. 101) 委託ドーザ 2台
本郷基地	(株)金丸建設	東岩本地区・熊出地区・越中山地区・ 下本郷の一部集落の市道「排」「幅」	貸与ドーザ CAT938(No. 146) WA300(No. 92) 貸与ロータリ NR281(No. 123) NR282(No. 144) HTR308(No. 389) 委託ドーザ 2台 委託ショベル 1台
	(株)伊藤組	大針中の一部・大針下・砂川・行沢・ 上本郷・下本郷の一部・下名川・上名川・ 三栗屋の市道「排」「幅」	貸与ドーザ WA300(No. 839) 貸与ロータリ NR280(No. 31) NR656(No. 928) NR280(No. 73) HTR306(No. 309) 貸与小形ロータリ 1台 委託ドーザ 3台
大網基地	(株)大栄	交換 県道梳代大網線「排」「幅」 下村・上村・関谷集落の市道「排」「幅」	貸与ロータリ JR180(No. 235) 委託ドーザ 1台
		中村・七五三掛集落の市道「排」「幅」 湯殿山線「排」「幅」 中台線「排」「幅」	貸与ドーザ KLD70ZⅢ(No. 9) 貸与ロータリ NR655(No. 77) NR302(No. 303) 委託ドーザ 2台
		県道梳代大網線の一部「排」「幅」	
計		ロータリ 13台 (貸与機械13台・業者機械 0台) 小形ロータリ 1台 (貸与機械 1台・委託機械 0台) ドーザ 16台 (貸与機械 5台・委託機械 11台) タイヤショベル 1台 (貸与機械 0台・委託機械 1台) 計 31台 (貸与機械 19台・委託機械 12台)	
		※予備貸与機械ロータリ 3台 NR655(No. 686) NR656(No. 941) NR655(No. 50)	

※担当区域・路線には、沿線の公共施設等の駐車場除雪を含む。

※「排」：ドーザ作業、「幅」：ロータリ作業



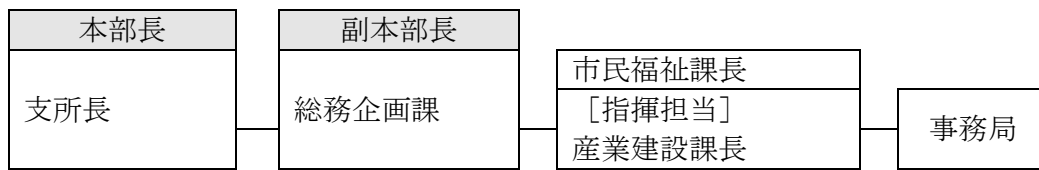
## 県道除雪

基地名	委託業者名	担当区域・路線等	配置の除雪機械
山形県	(株)伊藤組	本郷・大針の県道・砂川（東村） 行沢（上野）「排」「幅」	ロータリ（No. 86） ドーザ（No. 228）
		田麦俣の旧国道 112 号・ 田麦俣の市道「排」「幅」	ロータリ（No. 133） ドーザ（No. 366）

## 4. 除雪対策本部

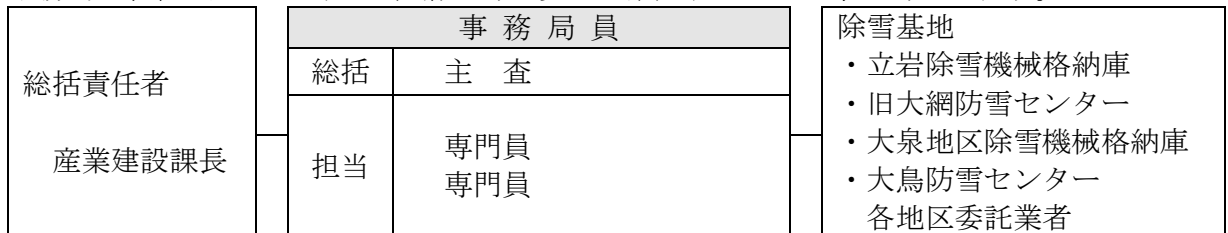
### （1）本部の任務及び体制

- ◇朝日庁舎除雪計画の基本的事項を検討協議するため、支所長以下朝日庁舎の管理職による除雪対策本部を設置する。
- ◇除雪対策本部の設置期間は、12月1日から翌年3月31日までとする。



### （2）事務局の任務及び体制

- ◇除雪事業を円滑に行うため、除雪対策本部のもと産業建設課に事務局を置く。
- ◇事務局は、除雪対策本部の方針と計画を受け除雪事務を執行する。
- ◇事務局は、各除雪基地・委託業者の連携を図り、適切な指示監督を行う。
- ◇事務局は、随時パトロールを行い除雪状況の確認と雪崩発生危険箇所の点検などにより交通の安全を確保する。
- ◇事務局は、住民からの要望・苦情に対し現地を確認するなど丁寧な対応を行う。



### （3）朝日庁舎現地豪雪対策本部の設置について

- ◇大網除雪基地の観測地点の積雪が150cmを超え、道路事情が悪化し引き続き降雪が多量に見込まれる場合を基準とし、朝日庁舎現地豪雪対策本部を設置する。

### （4）関係会議

#### ①朝日庁舎管内除雪事業連絡調整会議

朝日庁舎管内の国道・県道・市道の除雪事業について、各道路管理者・防災関係団体・教育関係機関・庁舎関係課等により連絡調整会議を開催する。

#### ②朝日庁舎除雪事業説明会

朝日庁舎除雪計画について、各地区ブロック単位で自治会長等に出席を要請し説明会を開催する。

5. 除雪関係機関名簿

区 分	機 関 名	連 絡 先 (電話番号)	
国の機関	国土交通省酒田河川国道事務所	0 2 3 4 - 2 7 - 3 3 3 1	
	国土交通省月山国道維持出張所	5 7 - 5 0 1 1	
	国道除雪ステーション	上名川	5 7 - 5 0 4 3
		中 台	5 7 - 5 0 4 4
		湯殿山	5 7 - 5 0 4 5
月山道路情報ターミナル(早朝・夜間)	5 7 - 5 0 1 6		
県の機関	庄内総合支庁道路計画課	6 6 - 5 6 1 7	
	鶴岡除雪基地	2 2 - 8 0 8 8	
鶴岡警察署	鶴岡警察署	2 8 - 0 1 1 0 (緊急110番)	
	〃 あさひ駐在所	5 3 - 2 1 2 4	
消防関係	鶴岡市消防署(朝日分署)	5 3 - 2 1 2 6 (緊急119番)	
公共交通機関	庄内交通(株)	2 2 - 2 6 0 0	
車輛修繕会社	コマツ山形(株)庄内支店	小松 0 2 3 4 - 2 3 - 7 1 4 4	
	〃 鶴岡営業所	小松 2 4 - 8 8 3 5	
	旭車輛整備(株)	新潟 2 2 - 1 8 3 5 日本除雪	
	(有)トガシ機械	新潟 2 4 - 9 0 5 3	
	キャタピラー東北(株)	キャタピラー 0 2 3 4 - 3 1 - 4 5 2 2	
	太洋自動車工業(株)	川崎 0 2 3 4 - 2 2 - 9 4 3 3	
	出羽商事(株)	T C M 0 2 3 4 - 2 3 - 5 2 6 6	
水道施設	上下水道部水道課	2 3 - 7 7 3 2	
下水道施設	上下水道部下水道課	2 5 - 5 8 6 0	
朝日庁舎	産業建設課	5 3 - 2 1 2 2	

委託業者名	連絡先 (電話番号)
大鳥振興企業組合	5 5 - 2 8 1 0
上野土木建設(株)	5 5 - 2 0 3 1
(株)金丸建設	5 3 - 2 4 1 5
(株)伊藤組	5 3 - 2 0 5 1
(株)大 栄	5 3 - 2 8 0 0

# 『除雪作業にご協力をお願いします』

住民の皆様には、市道・県道・国道の除雪事業にご協力をいただき感謝いたします。  
今年ももうすぐ本格的な除雪のシーズンになります。  
安全で効率の良い除雪作業を行うため、住民の皆さんのご協力をお願いします。

## ①排雪場所の確保にご協力をお願いします。

◆各地区で除雪作業に伴う排雪場所の確保にご協力をお願いします。

## ②安全な除雪作業にご協力をお願いします。

- ◆作業中の除雪車には危険なので近づかないでください。
- ◆運転中に除雪車が近づいてきたら、通過するまで徐行待避をお願いします。
- ◆除雪直後の道路は滑りやすくなっています。歩行者も十分注意してください。

## ③道路に駐車しないでください。

- ◆道路に「はみだし駐車」や「夜間駐車」などをしないでください。
- ◆道路に除雪作業の支障になる物を置かないでください。

## ④除雪後の道路に雪を出さないでください。

◆除雪後の道路に敷地内の雪を出すと、通行障害や交通事故などの原因となります。

## ⑤流雪溝は利用者全員で適切な管理をお願いします。

- ◆流雪溝に同時に多量の雪を流すと下流でつまり、道路に流れ出て通行障害や交通事故などの原因となることがありますので注意してください。
- ◆吹雪や気温が0℃以下の場合は、雪を投入しないようにしてください。

## ⑥融雪設備の水は、道路に流れ出ないようにしてください。

◆敷地内の融雪設備の水が道路に流れ出て凍結すると大変危険です。

## ⑦市道に雪下ろしする場合、緊急車両の通行幅を確保してください。

◆住宅等からやむを得ず市道に雪下ろしする場合でも、消防車や救急車の通行幅を確保しながら作業をするようにしてください。

## ⑧道路沿線の立木は、適切な管理をお願いします。

◆道路沿線の立木の枝が積雪で折れ、道路にはみ出て通行や除雪作業の妨げになることがあります。所有者の適切な管理をお願いします。

国・県・市道の担当事務所は以下のとおりです。

- |     |                 |          |
|-----|-----------------|----------|
| ◆市道 | 鶴岡市朝日庁舎 産業建設課   | ☎53-2122 |
| ◆県道 | 山形県庄内総合支庁 道路計画課 | ☎66-5617 |
| ◆国道 | 国土交通省 月山国道維持出張所 | ☎57-5011 |